

海外流通実態調査（英国）

2021年3月

日本貿易振興機構（JETRO）

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）

はじめに

農林水産物・食品の更なる輸出拡大には、現地における販路の拡大が不可欠であり、そのためには、現地事業者の情報や流通の実態、取引の条件、様々な法令による規制等を把握しておくことが重要である。本調査報告書が、日本の輸出事業者の販路拡大の参考になれば幸いである。

本報告書の利用についての注意および免責事項

本調査は、日本貿易振興機構（JETRO）日本食品海外プロモーションセンターの業務の一環として、ロンドン事務所を通じて JAPAN FOODing Europe Ltd.社に委託し、2021年1月から年3月にかけて実施したものです。

本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

JETROおよびJAPAN FOODing Europe Ltd.社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえJETROおよびJAPAN FOODing Europe Ltd.社が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

目次

英国において日本酒やワインの販路・市場拡大に取り組むにあたり、必要となる商習慣や市場の実態についての情報について、事業者とのヒアリングや各種リサーチを経て概要を整理した。

1. 日本酒・日本ワインのビジネス現況

英国への日本酒・日本ワインの輸出状況（2020年）、流通構造と商流の俯瞰、流通リードタイム等

2. 日本酒・ワインの関連法令

日英EPAによる措置、アルコール飲料に関連した一般食品輸入に係る法規制、容量規制、ラベル表示規制

3. 酒税と価格構造

税率、価格構造等

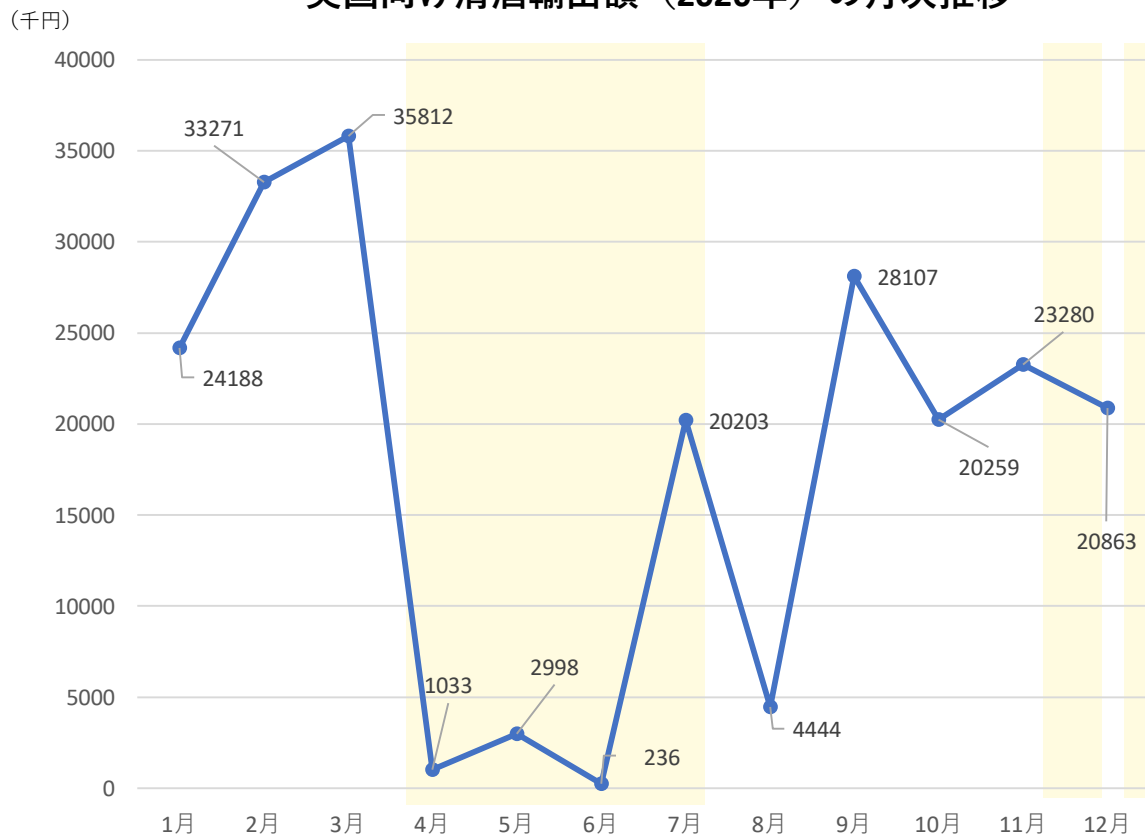
4. マーケティング参考情報

日本酒の表ラベルデザインに対するディストリビューターの評価、英国で実際に流通している日本酒の裏ラベル例、関連見本市等

1. 日本酒・日本ワインのビジネス現況

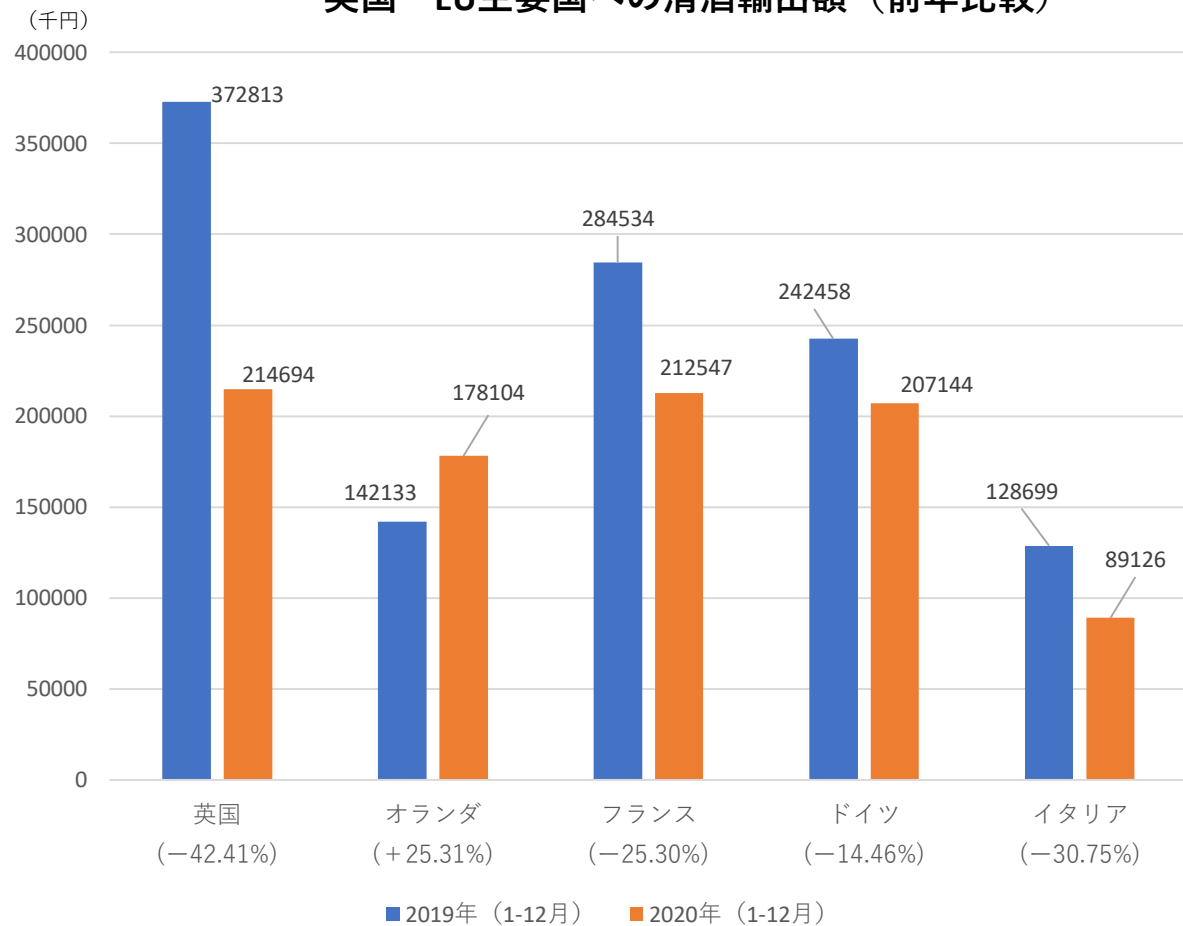
2020年 日本酒の輸出状況

英国向け清酒輸出額（2020年）の月次推移



※英国ロックダウン：①3/23-7/4、②11/5-12/2、③12/20-

英国・EU主要国への清酒輸出額（前年比較）

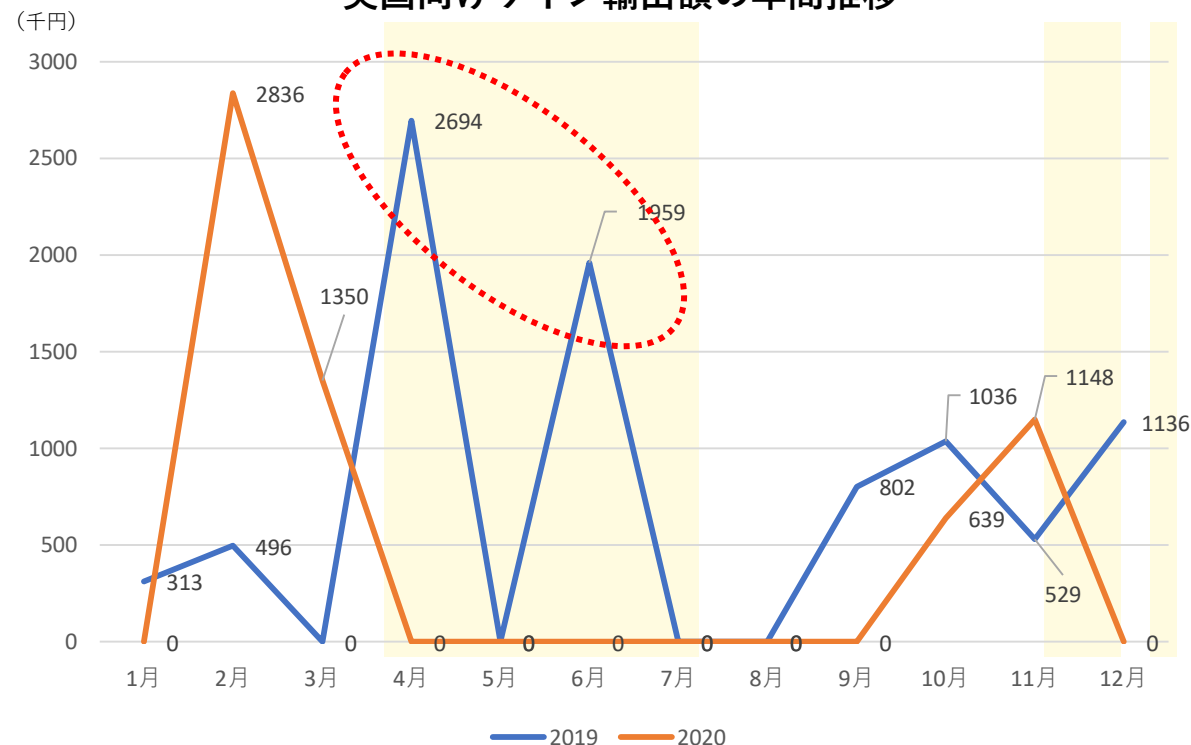


財務省貿易統計より作成 <https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

英国は2020年、他欧州主要国よりもロックダウンが長引き、店内飲食が6ヵ月不可能であった影響が如実に日本酒輸出の実績に反映された。現地系小売店に販路が多い蒸留酒（ウイスキーやジン）の輸出額が昨年と比較し5.7%減であったのに対し、日本酒の輸出は46.0%減であったということは、日本酒の流通の約90%が外食での消費と言われている状況を浮き彫りにしている。

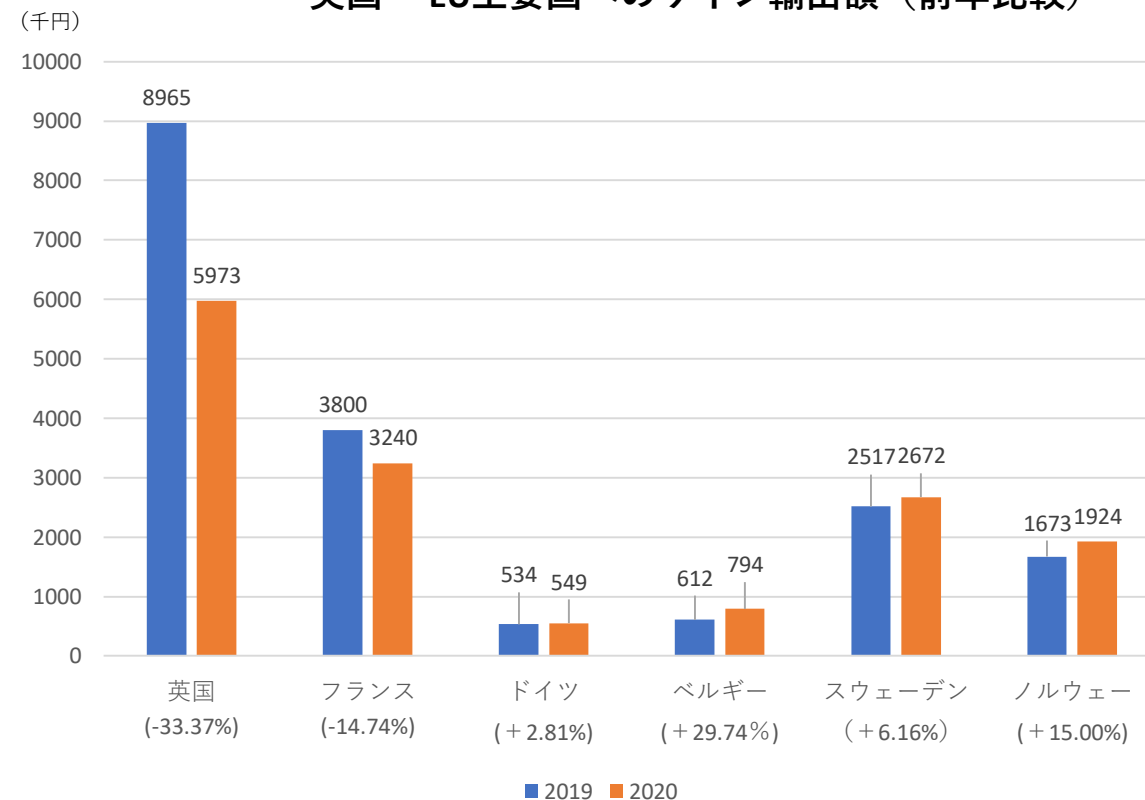
2020年 日本ワインの輸出状況

英国向けワイン輸出額の年間推移



※英国ロックダウン：①3/23-7/4、②11/5-12/2、③12/20-

英国・EU主要国へのワイン輸出額（前年比較）

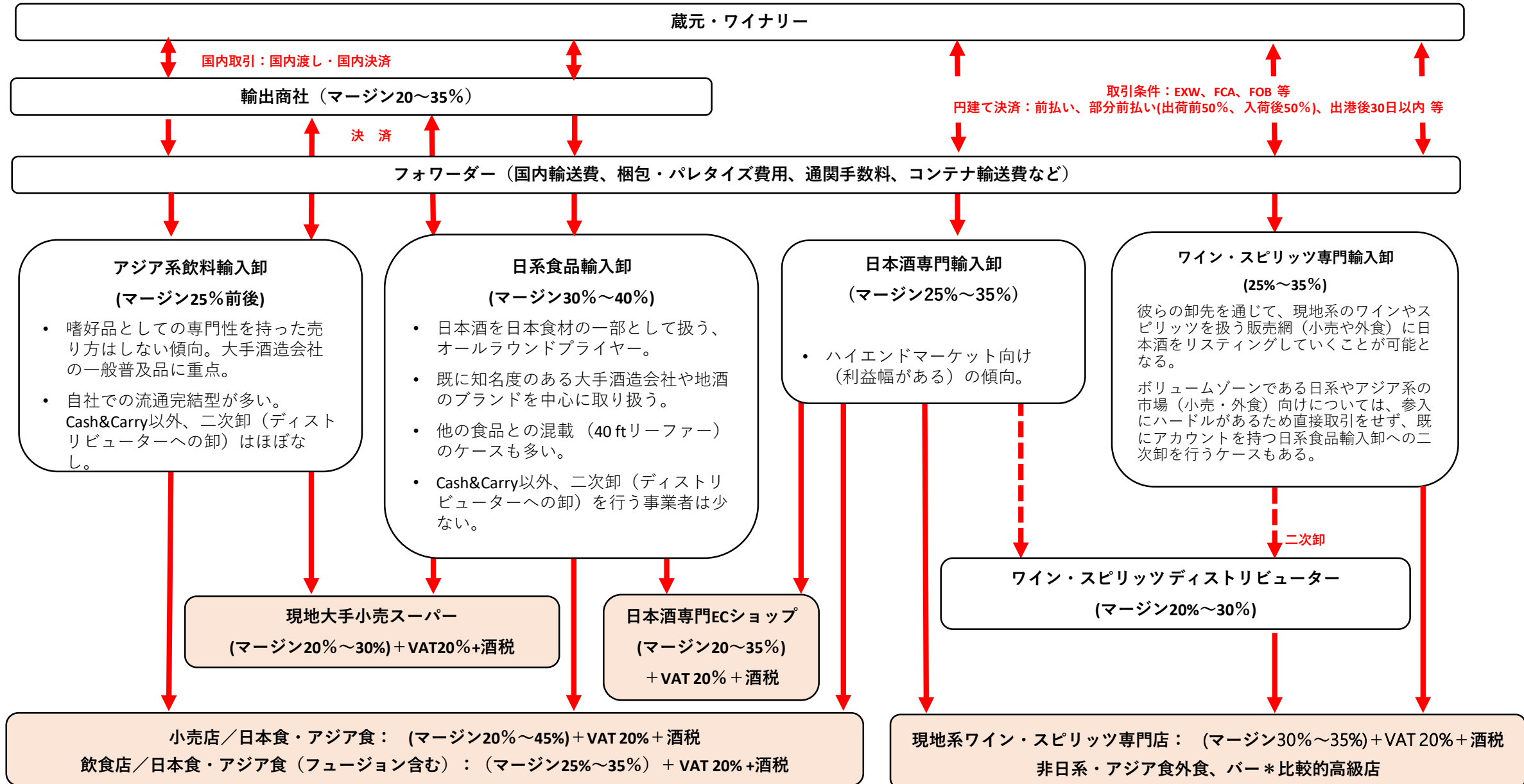


財務省貿易統計より作成 <https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

日本から英国へのワインの輸出は、2020年は輸出金額ベースで33.3%減と日本酒（46.0%減）ほどの輸出減とはなっていないが、欧州の中でもロックダウンが長引いた影響が見られた。例年ニーズの旺盛な春夏の半年間は輸出がストップし、一時増えたものの12月に再び輸出がゼロとなっている。小売店や個人向けEC等よりも主に飲食店にて提供されているスパークリングの出荷が2020年はゼロであり、ロックダウンによる飲食流通の影響が見て取れる（なお、飲食店のなかでも本格日本食料理店や高級な日本食フュージョン店のメニューで日本ワインを見かけることは少なく、On Tradeでもかなりニッチな商品となっていることが推察できる）。

英国における日本酒・ワインの流通構造と商流の俯瞰

※英国は輸入業と卸業を同一企業が兼ねることが可能



主な流通業者（一部メーカー含む）

この数年で日本酒専門EC業者が数社創業し、ロックダウンで売上急増中。小売店や卸業者で自社ECサイトを持つ（あるいは最近開設した）事業者も多い。

食品輸入卸	日系	JFC、Tazaki、Harro、Japan Centre、T&S Foods、Japan Food Express
	非日系	Sushi Sushi、Asian Harvest
日本酒専門輸入卸	日系	World Sake Imports
	英系	Tengu Sake、Japan Gourmet、Ukiyo Republic、More Sake
飲料卸	中華系	Cathy Importers
ワイン・スピリッツ専門輸入卸	英系	Marussia Beverage、Wine&Spirits International、Liberty Wines、Amathus Drinks、Boutinot、Hallgarten&Novum Wines
ワイン・スピリッツ二次卸	英系	Speciality Drinks、Berry Bros.&Rudd Wine
小売店	日系	Japan Centre、natural natural、T.K. Trading、Rice Wine Shop、Atariya、Japan House
	非日系	百貨店：Harrods、Haryvey Nicoles他、 アルコール小売：Hedonism Wines他 大手スーパー：Tesco、Sainsbury's、Asda、Morrisons、Marks&Spencer、Waitrose、ALDI、Whole Foods
食品EC専門店	日系	WASO
	非日系	Ocado、Soldeli
日本酒専門EC	非日系	London Sake、Sorakami、VSF
日本酒バー	-	MOTO、Sakaya
日本酒メーカー	-	Kanpai London Craft Sake、堂島酒醸造所、The Sparkling Sake Brewery
(参考) デリバリーサービス	非日系	Just Eat、Deliveroo、Uber Eats、Supper

業界地図（小売チャネル）

※主に日本酒・日本ワインの取り扱いがある事業者

輸入卸

日本食材輸入卸



日本酒専門輸入卸



中華系飲料輸入卸



ワイン・スピリッツ・リカー 専門輸入卸



二次卸

ワイン・スピリッツ・リカー 専門二次卸 (ディストリビューター)



現地系専門店市場への拡販

小売

日系食料品店 (全英 50店舗前後)



*自社でも直接輸入している。



中華系・東アジア系 食料品店 (全英 300店舗前後)



日本酒専門EC



ワイン・スピリッツ専門店



▼百貨店



現地系大手スーパー・グロサリーショップ

▼アルコールセクション



▼アジア食品セクション ・寿司テイクアウト



業界地図 (外食チャネル)

※主に日本酒・日本ワインの取り扱いがある事業者

輸入卸

日本食材輸入卸



日本酒専門輸入卸



中華系飲料輸入卸



ワイン・スピリッツ・リカー 専門輸入卸



二次卸

ワイン・スピリッツ・リカー 専門二次卸 (ディストリビューター)



現地系日本食または
多くは非日本食市場への拡販

外食

日本料理・和食レストラン (主に邦人がオーナーもしくはマネジメント)



高級日本フュージョンレストラン



日本フュージョンチェーンレストラン (テイクアウト含む)



現地系高級ファインディング・バー



英国における日本酒・日本ワインの流通現地化の例

1. 現地化の第一段階（特に日本酒）

① 日系やアジア系の輸入卸による、現地系大手スーパーのアジア食品セクションへの流通



アジア食品棚に日本酒を陳列することは、スーパー側にもマーケティング上のメリットがあるスペシャリティの扱いであるため、リスティングフィー（棚代）やプロモーションなどの要求は厳しくないが、FMCG（日用消費材）ではなくスポット的な扱い。ただし、コロナ禍において小売の攻勢が活発化しており取扱店舗は拡大している。

② 現地系の輸入卸による、現地系大手スーパーのアルコールセクションへの流通

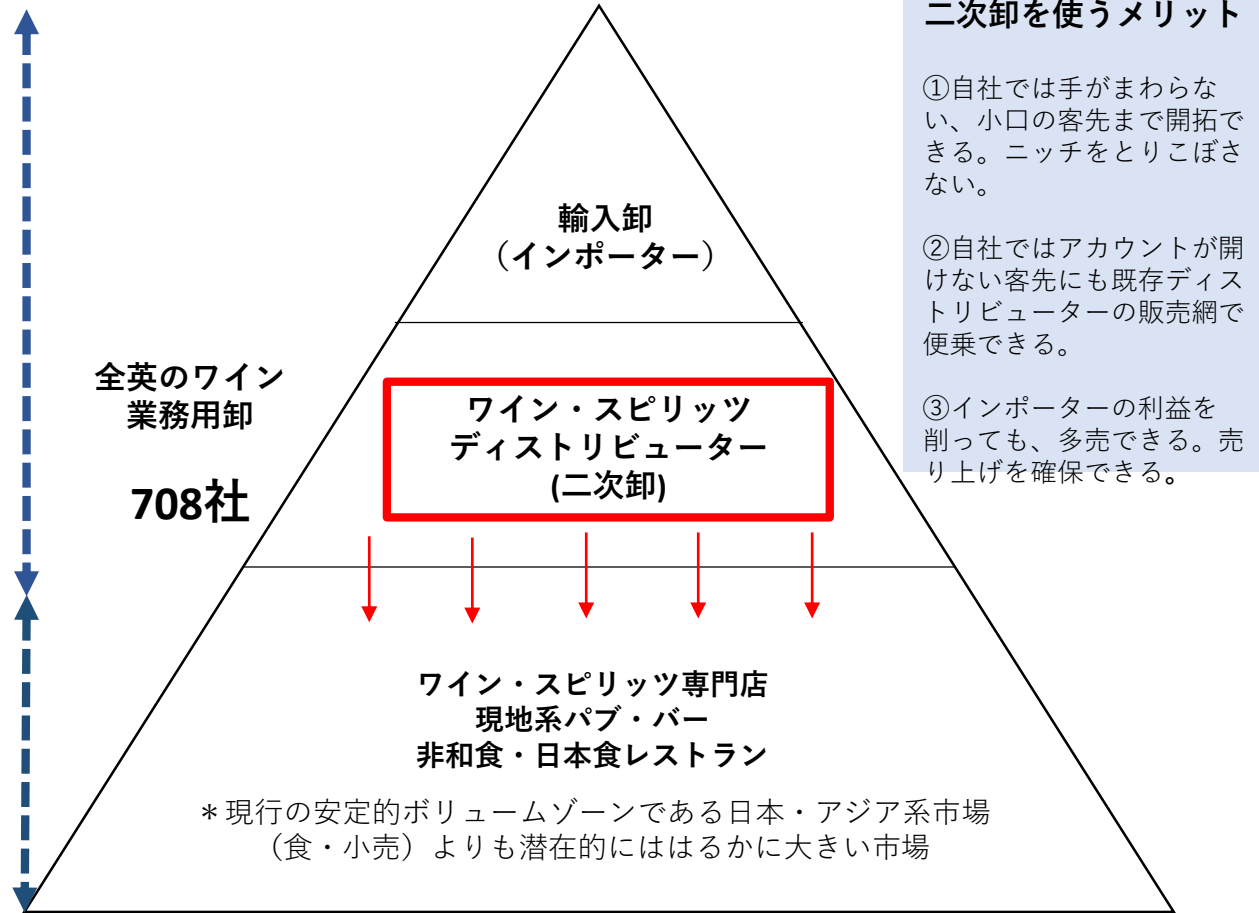
右の商品は、王室御用達スーパーWaitroseのCVS店舗以外の全店に流通。20年以上リスティングしており、FMCGに近い定番商品化。WaitroseのSNS上のCMにも登場するなど、英国人にRice WineをSAKEと呼ばせ、アルコールセクションに日本酒というジャンルを定着させた先駆。

FMCGベースの市場なので、このようにリーズナブルな価格でないと取引が容易でない。



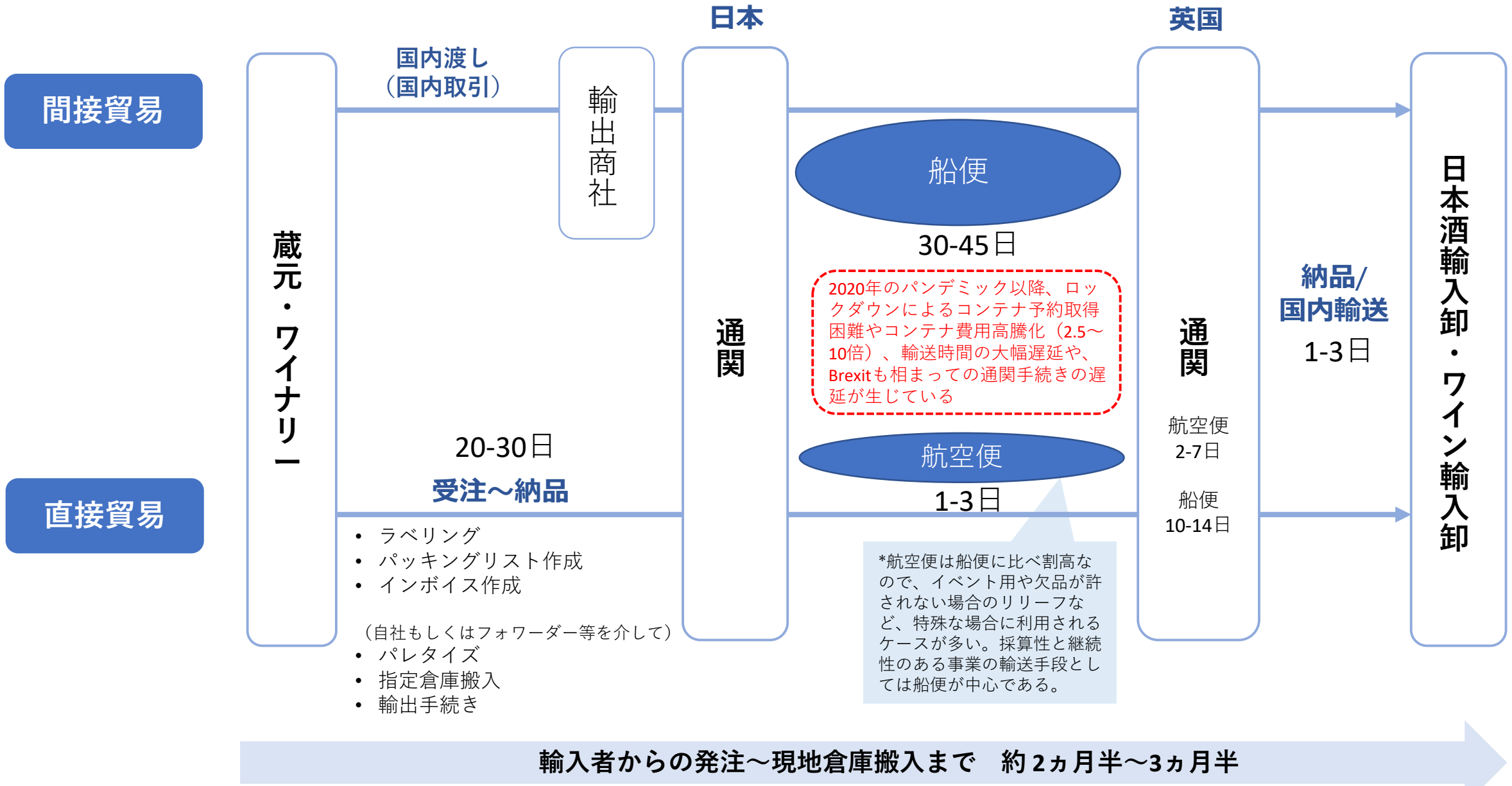
Sawanotsuru (720ml) 11.99 GBP

2. 次の段階：現地系のワイン・スピリッツ流通網への進出



日本から日本ワインを直接輸入する現地系ワイン卸が日本酒も混載するケースもあるが、日本からの直接輸入がない、現地系ワイン・スピリッツディストリビューターが、日本ワインだけでなく、日本酒を直接輸入している卸（日系・現地系）からの二次卸で日本酒もとり扱うケースが出てきた。直接輸入はしないで二次卸のみをする現地系ワイン・スピリッツディストリビューターは現地市場に根差した嗜好品ビジネスへの専門性や指向性が高いので、日本ワインと日本酒市場の裾野を広げるのに重要なチャンネルとなりうる。

英国への日本酒・日本ワインの輸出リードタイム



2. 日本酒・ワインの関連法令

日英EPAによる措置（2021年1月1日発効、日EU・EPAと同一内容を維持）

2021年1月1日に発効された日英EPAでは、日EU・EPA（2019年2月1日発効）で達成された関税の撤廃や日本ワインの輸入規制緩和、日本産酒類GIの保護について同一内容を確保。

※EPA活用時の手続き（自己申告制度）：ジェトロ『[日英EPA解説書](#)』

	日本酒	日本ワイン
① 関税	即時撤廃	即時撤廃
② 酒類GIの相互保護	白山（石川県）、山形（山形県）、利根沼田（群馬県）、三重（三重県）、灘五経（兵庫県）、はりま（兵庫県）	山梨、北海道
③ 醸造方法を容認	元から規制なし	<p>日EU・EPAは、日本ワインの醸造方法を容認 ⇒ EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能</p> <p>※日本ワイン：国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒</p> <p>国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）」により定義 参考：https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/kajitsushu/kokuji151030/index.htm</p>
④ 英国で認められていない添加物の段階的承認	該当なし	<p>添加物の段階的承認</p> <p>第一段階： 柿タンニン、微小繊維状セルロース、フィチン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、カゼインナトリウム</p> <p>第二段階： 酸性リン酸カルシウムなど 20 種の添加物</p>
⑤ 業者の自己証明を導入	該当なし	<p>⇒ 金銭的、時間的な負担を大幅に軽減</p> <p>※日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認する予定（実施方法の詳細については今後調整） 参考：https://www.customs.go.jp/roo/procedure/jpeu_kansoka.pdf</p>

参考： 日EU・EPA 日英EPA - 国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/pdf/0020010-116.pdf>
外務省 日EU経済連携協定 ぶどう酒製品の輸出の促進 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382066.pdf>

アルコール飲料に関連した一般食品輸入に係る法規制（日本酒・ワイン共通）

施設登録・輸出事業者登録	日本から英国へアルコール飲料を輸出するにあたり、日本生産者による輸出事業者登録は不要。
残留農薬および動物性薬品	英国では、使用可能な農薬についてポジティブリスト制を採用。参考： EU農薬データベース
重金属および汚染物質	欧州委員会規則（EC）No. 1881/2006に準拠、英国独自の上乗せ規制はなし。 意図的な添加ではなく、食品の生産、製造、加工、調理、処理、包装、梱包、輸送および保管などのプロセスもしくは生育環境に由来し、食品中に存在する物質が該当。 アルコール飲料に関連する可能性がある物質は、アフラトキシン、オクラトキシンA、パツリン、鉛など。
食品添加物	欧州議会・理事会規則（EC）No.1333/2008に準拠、英国独自の上乗せ規制はなし。ポジティブリストで添加物ごとに使用可能な食品カテゴリーと許容含有量が規定されている。ワインに関しては、EPAで従来、日英それぞれで使用不可であった添加物規制の段階的撤廃を交渉中。 ...L-アスコルビン酸ナトリウム、アルギン酸ナトリウム、アンモニア、エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、カゼインナトリウム、活性白土、カラギナン、寒天、キトサン（除:真菌起源）、ケイソウ土、小麦粉、柿タンニン、コラーゲン、酸性リン酸カリウム、酸性リン酸カルシウム、硝酸カリウム、食塩、ソルビン酸、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、パパイン、微少繊維状セルロース、フィチン酸、プロテアーゼ、硫酸カルシウム、硫酸マグネシウム、リン酸 参考： 食品添加物データベース
食品包装規制	EUの各種規制にて、食品用容器・包装をはじめ、調理器具や食品製造機械、食品輸送用コンテナなど、食品を接触することが意図されているまたは通常の使用条件において食品と接触することが合理的に予見されるあらゆる素材・製品について規定。英国独自の上乗せ規制はなし。

参考： GOV. UK Import alcohol to UK <https://www.gov.uk/guidance/import-alcohol-into-the-uk>
JETROアルコール飲料の輸入規制、輸入手続き https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/alcohol.html#02_04

アルコール飲料の容量規制

日本酒	容量規制なし	
ワイン EU令 (2007/45/EC)	スティルワイン	100 ml以上、1,500 ml以下のワインボトルが容量規制の対象。 100、187、250、375、500、750、1,000、1,500 mlの8種類が認められている。 (フランスの「ヴァン・ジョーヌ」については例外的に 620 mlも可)
	スパークリングワイン	125 ml以上、1,500 ml以下が規制の対象。125、200、375、750、1,500 mlの5種類が認められている。 日本で広く使われている 360 ml、720mlのボトルのワインはEU・英国で販売することはできない。

アルコール飲料の表示規制①

アルコール飲料の表示に関しては、EUの食品の表示法規である、Regulation (EU) No 1169/2011 Food Information for Consumers (FIC) に準拠するが、アルコール飲料に関しては、英国ではいくつかFICの表示義務からの免除もあり、英国独自の上乗せ規制はない。

参考：FSA <https://www.food.gov.uk/business-guidance/wine-labelling>

◆FICに準拠

I. 法令に準拠した食品名称 *A legally compliant name*

例) WINE / SAKE

II. アレルギー表示 *Any appropriate allergen information*

表示義務のある以下14アレルゲンが原材料に含まれる場合

①Celery セロリ、②Cereals containing gluten(such as barley and oats) グルテンを含有する穀物(大麦、オーツ麦など)、③Crustaceans(such as prawns, crabs and lobsters) 甲殻類(エビ、カニ、ロブスターなど)、④Eggs 卵、⑤Fish 魚、⑥Lupin ルピン豆、⑦Milk 乳、⑧Molluscs (such as mussels and oysters) 軟体動物(ムール貝やカキなど) ⑨Mustard マスタード、⑩Peanuts 落花生、⑪Sesame ゴマ、⑫Soybeans 大豆、⑬Sulphur dioxide and sulphites 10ppm以上の精製度の二酸化硫黄や硫酸塩、⑭Tree nuts (such as almonds, hazelnuts, walnuts, brazil nuts, cashews, pecans, pistachios and macadamia nuts) 木の实(アーモンド、ヘーゼルナッツ、クルミ、ブラジルナッツ、カシュー、ピーカン、ピスタチオ、マカダミアナッツなど)

*特に上記14アレルゲンの一部を含む以下の添加物には留意が必要

①酸化防止剤： 1ℓあたり10mg以上を添加した場合

二酸化硫黄 sulphur dioxide、亜硫酸塩/ 亜硫酸エステル sulphites、
亜硫酸塩 sulfites 等

②清澄剤： 1ℓあたり0.25mgを超える残留がある場合

卵製品 egg / egg protein / egg product/ egg lysozyme/ egg albumin
乳製品 milk / milk products / milk casein / milk protein

*その他の清澄剤が動物性原料由来のものである場合、VEGANへの配慮が必要

“Contains○○(アレルゲン名を強調表示：太字、‘符合’、大きめの文字などの工夫)”
と明示する必要あり。

不使用の場合は逆に、VEGAN FRIENDLYな商品として強みとなりうる。

III. 量的原材料情報 *Any appropriate quantitative ingredients information.*

英国の法令ではアルコール飲料の原材料リスト表示は免除されているものの、アレルギー表示義務の兼ね合いから強く推奨されている。

IV. 正味容量 *A net quantity indication.*

ml、cmℓ、ℓのいずれかで表示。

V. 賞味期限/品質保持期限 *A durability date for some products*

下記①～④以外のアルコール飲料では表示義務が生じる

例：‘best before’ / ‘best before end’

①ワイン、リキュールワイン、スパークリングワイン、香料入りワイン

②上記と類似のワインであるが、ブドウ以外の果実で製造したワイン

③上記以外のブドウやブドウの醗から醸した発酵飲料

④10%以上のアルコール度数の飲料。

*スパークリング酒はアルコール度数10%以下のものがあるので、留意が必要。

VI. 保管条件の詳細 (ある場合) *Any particular storage conditions*

VII. 取扱業者名(輸入者)とアドレス *A business name and address*

VIII. 原産地・原産地名 (必要に応じて) *An origin indication if the need is triggered*

例) Product of Japan

IX. 添加物やリコリスの原材料植物(甘草)由来の濃縮グリシルリジン酸 もしくはアンモニウム塩が含まれる場合の注意喚起表示

※次頁参照

X. アルコール度数 *Alcoholic Strength* ※次頁参照


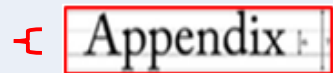
アルコール飲料の表示規制②

IX. 添加物やリコリスの原材料植物（甘草）由来の濃縮グリシルリジン酸もしくはアンモニウム塩が含まれる場合の注意喚起表示

	原材料リスト	表記
1Lあたり300mg以上含有する場合	なし	'contains liquorice - people suffering from hypertension should avoid excessive consumption.' (「リコリスを含む-高血圧症の方は過剰摂取を避けてください。」)を法令に準拠した食品名称に続けて注記する。
	あり	'contains liquorice - people suffering from hypertension should avoid excessive consumption.' を原材料リストに続けて注記すること。
1Lあたり10mg～300mg含有する場合	なし	'contains liquorice' を法令に準拠した食品名称に続けて注記する。
	あり	'contains liquorice' を書く必要なし。

X. アルコール度数 *Alcoholic Strength* *FIC AnnexXIIにて規定

- (1) 1.2%以上のアルコールを含有する飲料にはアルコール度数を表示する義務がある。
- (2) アルコール飲料に含まれる実際のアルコール量を度数(%)で表示する(温度帯20°Cで計測、日本の酒税法上では15°C)
- (3) 表示方法: 製品名とアルコール度数は製品名と正味量とともに、同じ箇所にセット表記して、同時に目に入るような仕様にしなければならない。

	青果のブドウから醸造されたワイン (Fortified Wine: ブランデーなどを添加して、アルコール度数を高めたワインも含む)	左記以外のアルコール飲料	アルコール度数の誤差許容度 (accuracy)
アルコール度数の数値の前に表記	いずれかを表記 ①'actual alcoholic strength' ②'actual alcohol' ③'alc'(alcoholの略語)	いずれかを表記 ①'alcohol' ②'alc'(alcoholの略語)	•±0.5% アルコール度数5.5度以下のビールとワイン
アルコール度数の数値	小数点以下一桁まで **.0%もしくは**.5%のように、1.0刻みもしくは0.5刻みで表示	小数点以下一桁まで表示	•±1% アルコール度数5.5度以上のビールとワイン
単位	% vol.		•±1.5% 果実や植物を浸した飲料 (自然アルコール発酵した飲料)
フォントサイズ(高さ) *度数の表記以外でも同様	200ml以下の容量: 2mm以上 200-1000ml: 3mm以上 1000ml以上: 5mm以上 	包装面の最大面積が80cm ² 以上: 1.2mm以上 包装面の最大面積が80cm ² 以下: 0.9mm以上 小文字「p」の頂点と小文字「x」の底辺の幅が高さ 	•±0.3% その他のアルコール飲料 ※xx%～xx%という幅を持たせる表示は不可

アルコール飲料の表示規制③

◆英国でFICの表示義務から免除されているアルコール飲料の表示 Exemptions

1.2%以上のアルコール飲料について、以下3項目についてはFICの通常の表示義務要件からは免除されている。

(1) 原材料リスト *Ingredient list*

免除されているが、アレルギー表示などとの兼ね合いから、英国の監督当局（英国の行政区役所であるカウンシルなど）は表示をほぼ義務として励行している。

※実際に販売されている日本酒の例は本紙p.28参照

参考：カウンシルのトレードアドバイス

<https://www.bromley.gov.uk/leaflet/327479/3/757/d#tsi1>

※カウンシルは小売店などでサンプル調査をして製品のリコールを発動することもある

(2) 賞味期限/品質保持期限表示 *A durability date*

以下のアルコール飲料に関しては表示義務が免除されている。

- ①ワイン、リキュールワイン、スパークリングワイン、香料入りワイン
- ②上記と類似のワインであるが、ブドウ以外の果実で製造したワイン
- ③上記以外のブドウやブドウの醗から醸した発酵飲料
- ④10%以上のアルコール度数の飲料

【ポイント】

賞味期限の設定が日本よりも長い英国市場にて、表示義務がない（"Do not need"）なか敢えて表示し、当局より指摘された実例があるため、①～④に該当することが明白な場合は表示しない、もしくは品質管理上、敢えて表示する場合には取引先や現地食品専門検査機関との協議・確認を推奨。

(3) 栄養情報表示 *Nutrition Declaration*

① 表記方法

表示義務はないが奨励はされており、任意で表示する場合には二通りの表記方法となる。

- a. エネルギー・カロリー（energy value）のみ表記
- b. エネルギー・カロリー（energy value） + その他の栄養素(*) をすべて表記

(*) 脂質・脂肪（Amount of Fat）、飽和脂肪（Amount of Saturate s）、炭水化物（Amount of Carbohydrate）、糖類（Amount of Sugars）、タンパク質（Amount of Protein）、塩分（Amount of Salt）

② 単位

アルコール飲料の栄養情報表示を目的とする場合のアルコール（エタノール）のエネルギー・カロリー表示算出係数は29KJ/gと7kcal/gが用いられ、KJ/gとkcal/gで表示。

アルコール飲料の表示規制④

◆特記事項：健康効能と栄養特性の表示 *Health and nutrition claims*

アルコール飲料における健康効能や栄養特性を表示することは厳格に法令でコントロールされている。

(1) 健康効能の表示 *Health claims*

1.2%以上のアルコール度数のアルコール飲料に、健康効能を表示したり示唆することは一切不可。抵触すると法令違反となるので注意。

例) 'red wine helps to maintain normal heart function'
「赤ワインは正常な心臓の機能を助ける」

(2) 栄養特性の表示 *Nutrition claims*

アルコール度数1.2%以上の飲料について、栄養特性として表示することが可能なのは、エネルギー・カロリーに関することおよびアルコールの含有量に関する項目のみ。

'Reduced energy'、'Reduced alcohol'、'Light'/'lite' (energy/alcohol共通) と表示することが可能であるが、EUおよび英国にてそれ以上の表示用法に関して具体的な規定はない。例示として、英国の[Food Standard Agency](#)は以下記載。

① カロリー

● 減エネルギー・カロリー (カロリーオフ)

英国の法的観点では、「減」の表記を用いる場合は、少なくとも**30%減**であるとされ、実際に表記する場合はどの程度の減であるかを数値化した表示をすべきである。アルコール飲料の場合、食品における減エネルギー・カロリー (カロリーオフ) と同様な特長を示す表示は、アルコール飲料の栄養特性表示としては法に抵触する可能性があるのを避けるべきである。

表記	適切な表示例 (FOOD STANDARD AGENCYガイドランス)
'Reduced energy'	'reduced energy - 30% fewer calories'
'Light'/'lite'	'light-30% less calories'

② アルコール含有量

● 減アルコール

英国の法的観点では、「減」の表記を用いる場合は、少なくとも**30%減**であるとされ、実際に表記する場合はどの程度の減であるかを数値化した表示をすべきである。この栄養特性表示は低アルコール'**low alcohol**' (アルコール度数**1.2%以下**) との混同を招くような示唆として用いられるべきではない。

表記	適切な表示例 (FOOD STANDARD AGENCYガイドランス)
'Reduced alcohol'	'reduced alcohol - 30% less alcohol'
'Light'/'lite'	'light-30% less alcohol'

● アルコール度数表示

アルコール度数1.2%以下の低アルコール飲料の度数表示に関して、英国には独自ルールがある。

表記	定義
'Low alcohol'	もしくはそれに類似するアルコール飲料：アルコール度数が 1.2%以下 のもの
'Dealcoholized'	アルコール度数が 0.5%以下 で、デアルコール (アルコール分抽出) 工程で製造されているもの
'Alcohol-free'	アルコール度数が 0.05%以下 。日本でいう「ノンアルコール飲料」はこれに当たるもの。
'Non-alcoholic'	日本のノンアルコール飲料とは考え方が異なる特殊なカテゴリー。例) communion wine ; キリスト教の聖餐式で用いる疑似ワインのように、一定の条件のもとで' non-alcoholic wine 'という名称での栄養表示が許可されている。

アルコール飲料の表示規制⑤

◆その他表示項目

グルテンフリー	委員会施行規則 (EU)No.828/2014 グルテン含有量が20mg/kg 以下の場合は「Gluten Free」の表示が可能。その際は'Gluten Free'の表示とともに'suitable for people intolerance to gluten'（「グルテン不耐症の方向け」）もしくは'suitable for coeliac'（「セリアック病罹患者向け」）の表示を併記することも可能。
有機	(EU) No.2018/848 アルコール飲料に関しては有機JAS認定の範囲外のため、英国の有機の認定を別途申請する必要あり。 参考: Labelling and the organic logo after Brexit https://www.soilassociation.org/certification/preparing-your-organic-business-for-brexit/labelling-and-the-organic-logo-after-brexit/
その他要注意ケース	①密閉した容器に窒素等のガス充填包装した製品 ②甘味料を添加した製品 ③ポリオールを10%以上添加した製品 ④カフェイン含有量が150mg/Lを超える製品 ⑤フィトステロール類を含有する製品 ⑥最終製品の原産地とその主材料の原産地が異なる場合 等

参考：JETRO『EUにおける食品ラベル表示に関する規則』（2014年3月） https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001670/report_food_label.pdf

3. 酒税と価格構造

物品税（酒税）と卸売価格の構造

英国では、アルコール飲料に対して物品税として酒税が発生し、アルコール度数や発泡性によって以下表のとおり定められている。

Wine Duty

日本酒・ワインの酒税

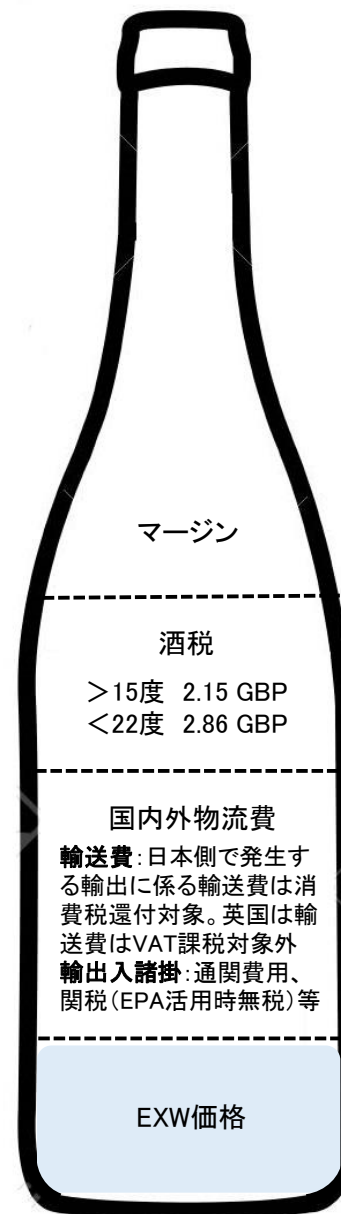
Type of wine or made-wine	Strength (ABV)	Rate per litre	720ml (GBP)
ワイン、サイダー以外の発酵酒 (蒸留など他の製法によるアルコール飲料は除く)の種類	アルコール度数	リッターあたりの税額	四合瓶換算 (×0.72)
Still	More than 1.2%, up to 4%	0.92 GBP 91.68 pence	0.67 GBP
Still	More than 4%, up to 5.5%	1.27 GBP 126.08 pence	0.91 GBP
Still	More than 5.5%, up to 15%	2.98 GBP 297.57 pence	2.15 GBP
Still	More than 15%, up to 22%	3.97 GBP 396.72 pence	2.86 GBP
Sparkling	More than 5.5% but less than 8.5%	2.89 GBP 288.10 pence	2.08 GBP
Sparkling	More than 8.5%, up to 15%	3.82 GBP 381.15 pence	2.75 GBP

Pence 以下の端数が出た場合は切り上げ
e.g 381.15 pence × 0.72 = 274.428 pence : 2.74428 → 2.75 GBP

参照:

- 英国歳入庁(HMRC)酒税について <https://www.gov.uk/tax-on-shopping/alcohol-tobacco>
- 英国内務省 VAT https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/619234/2017-03-13_HO_Guidance_on_BBCS_1_.pdf

卸売価格の構造 (例)




× 1.2 = 現地卸売価格

VAT 付加価値税(20%)

720mlの場合

日本酒の価格構造と実勢価格（例） 日本輸出商社、英国輸入卸を介す場合

※JAPAN FOODING Europe Ltd. 調べ

	FCA (国内渡し)	輸出 商社	フォワーダー	英国輸入者	自社 小売	ワイン ショップ	日本酒 専門EC	自社直営 レストラン	日本食 外食
 <p>720ml 日本での小売価格 1,518円(税込)</p>	1,222円	マージン (30-35%)	ロジコスト 2000 ~2500 GBP ※昨年度末から洋上 輸送が急騰 10000GBP越えの上、 ブッキングが困難に なっている。	マージン (30-35%) + 酒税 (2.86 GBP) + VAT(20%) ↓ 26.99GBP~28.82GBP (卸価格) * 日英 EPAによる関税免税手続きをすれば、関税は0%	37.00 GBP	49.99 GBP	49.99 GBP	28.00 GBP (270ml)	58.00 GBP

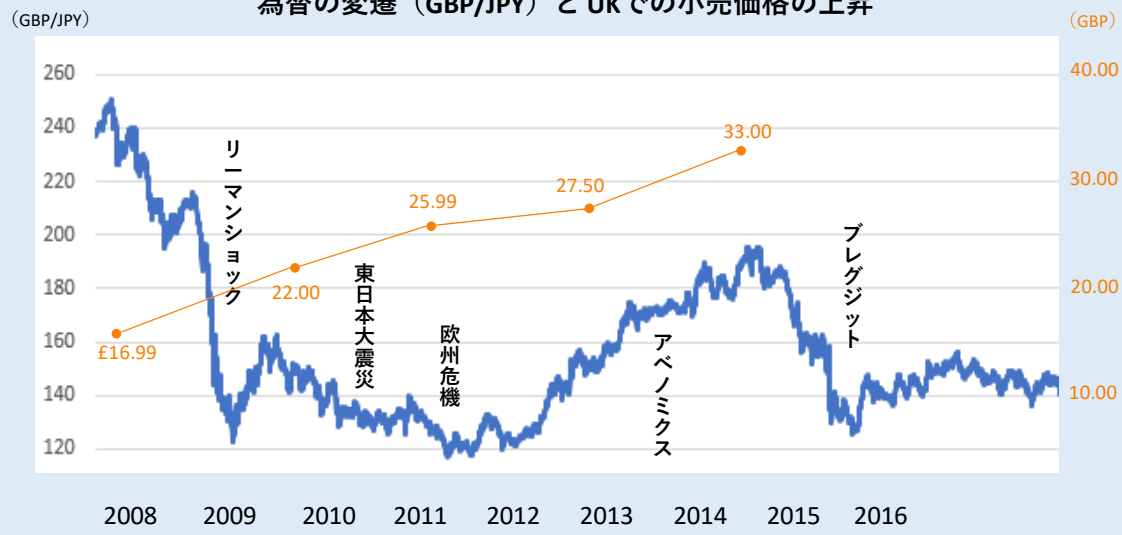
日本酒の価格構造についての考察

① 現地価格に為替差益還元がされているわけではない。



10年以上にも渡る超円高（1GBP=120円前後）と円安の変動の中で、運賃等の諸経費の変動を考慮しても、現地価格は右肩上がりの傾向。日本での価格と英国の市場価格差を現地の消費者に納得させる説明が必要。

為替の変遷（GBP/JPY）と UKでの小売価格の上昇



出所：Bloombergデータを基にジェトロ作成

日本酒720mlのUK価格（日本国内価格1320円）
※JAPAN FOODing Europe Ltd. 調べ

② 飲食店のマージンの高さ と 価格設定教育の必要性

- 英国（特にロンドン）は賃貸コストが高く（経費の20%近くを占める）、また物価が高い国であるので、外食は飲料の利益率に依存したビジネスモデルをとっている。特にファインダイニングではワインのメニュー価格は仕入れ値の4～5倍という高額相場になっているが、日本酒も売り方を知らないために同様の設定方法が適用されがち。インポーターまたは生産者より、吟醸酒は仕入れ値の2.8倍、純米酒であれば3倍に、等という具体的な数字設定のすすめは有効と考えている。（輸入卸A社）
- 飲食店では300mlや720mlのボトル売りではなく、利益率の良い一升瓶1800mlをグラス売りすることを推奨している。グラス容量は必ずしもワインと同じ容量に揃えるのではなく、ワインの一杯当たりの額面（例えば180ml 6～10 GBP）に近づけた値段（75ml 6～12GBP）で売ること、求めやすくするなどの工夫が必要。まだまだ和食店での日本酒注文率やリピートのハードルを下げる取り組みの徹底が必要であり、空中戦的なプロモーション以前の段階と感じている。（輸入卸B社）

⇒ ワインスクールでのマリアージュやテロワールなどの教養教育は充実してきたが、飲食店ビジネスのメリットに直結する販促策やサービスも併せてエデュケーションする余地がある。

ワインの価格構造

以下は、イギリスのワイン業界誌「DECANTER」に掲載された価格構造表。価格が安いワインほど酒税が価格全体に占める割合が高くなる。このチャートは毎年、英国のワイン流通業者BIBENDUMが改訂する。同社は2012年ロンドンオリンピックの公式ワインサプライパートナーになるほどの大手流通業者で、以前は日本酒もFCLで直輸入していたが、現在は断念している。



4. マーケティング参考情報

日本酒のラベルデザインに対するディストリビューターの評価

数あるボトルの中でシンプルでユニークなラベルは好評価が高い。ワインのエチケットに寄せていくポリシーではないものの、日本の意匠を尊重しながらも、英語で製品の名前が認識できるよう工夫は必要。

生産者に対しラベルへの変更は特に求めないが、自社は卸業者として裏ラベルを理想的に作る努力をしている。

ラベルを現地的なデザインを好むか、オーセンティックなままを好むかは、客によって十人十色。シリーズはフェイスのフォーマットを揃えて、さりげなく名前や精米歩合の%を織り込んでいるのはクレバーで分かりやすい。なお、アルコール度数と精米歩合を日本語のみで同じ%表記すると混乱を招くため、併記する場合は英語での補足が必要。

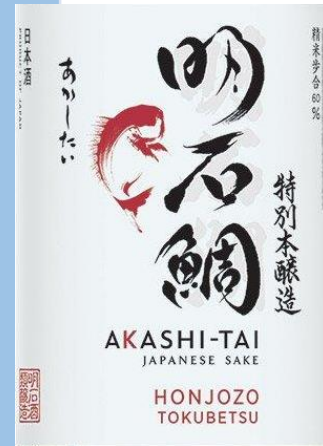
オーセンティックな漢字ロゴ中心のデザインが多いが、外国人がデザインしたような製品もユニークで話題を呼ぶ。

ラベルのデザイン如何だけで売れるわけではない。

2018年
英国のデザインエージェンシー
COWANによるラベル
リニューアル
に対するコメント

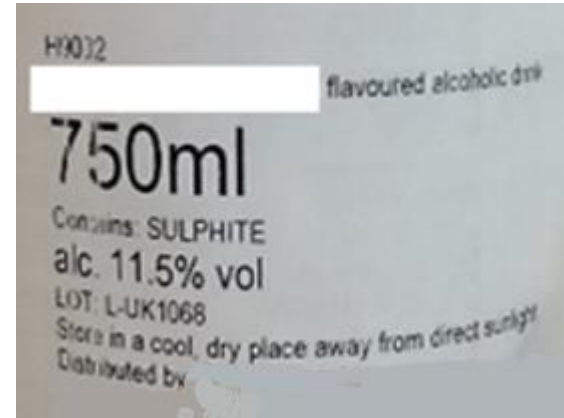
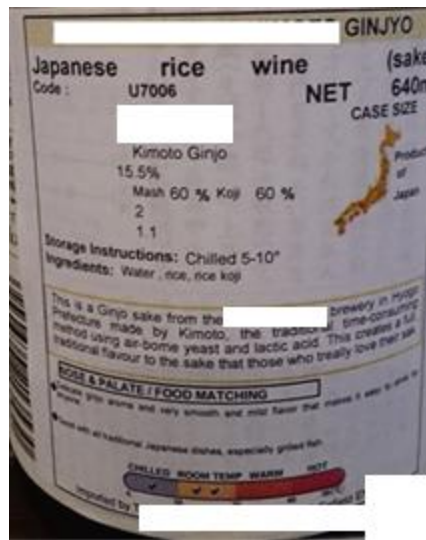
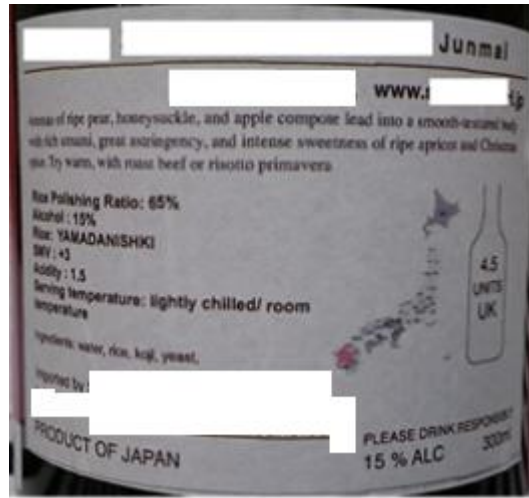
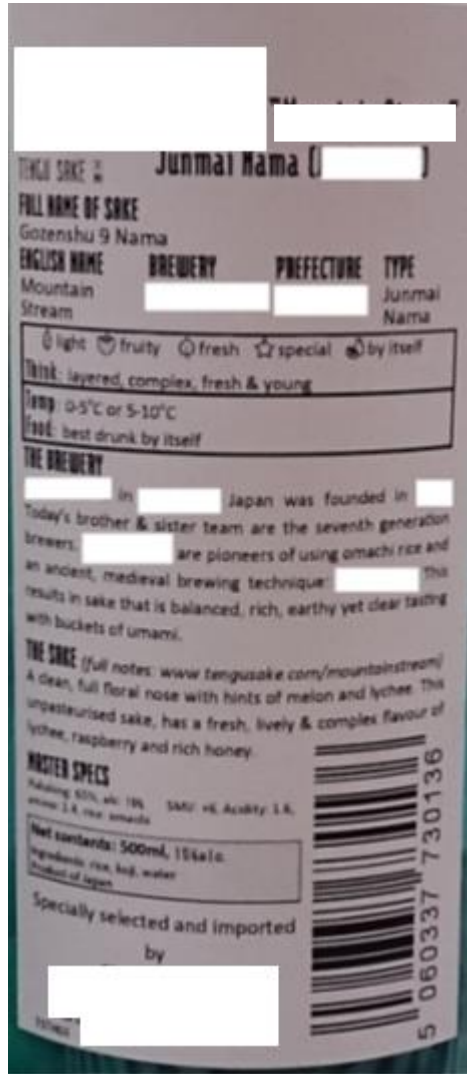
“The agency immersed itself in Japanese culture to fully understand sake, the significance and importance of Japanese symbolism and iconography, and to gain an understanding of Japanese design codes and nuances, all of which proved to be very different to what we are used to in the West.”

<http://designpackagingnews.com/en/new-sake-packaging-design-for-akashi-tai/>



世界中で展開している高級モダン和食店、「ZUMA」のプライベートブランドの酒。漢字のロゴも意匠として織り込んでいる。ただし普段より、フェイスラベルよりも、むしろバックラベルのキュレーションに力を入れている。

英国で実際に流通している日本酒の裏ラベル例



日本食や和食以外でも、日本酒をはじめて試すカスタマーへのハードルを下げ、愛好家にもフレンドリーな仕様。輸入卸業者が工夫を凝らしたフォーマットを持つ。

現地での流通に最低限必要なシンプルな裏ラベルも少なくない。輸入卸業者に労を取らせることなく、数ある製品の中で埋没させず売りやすくするためにも、裏ラベルは日本企業側で現地の仕様や輸入社の方針に則り、販売促進つながらるようなものを貼付の上、出荷する努力も必要。



London Wine Fair

<https://www.londonwinefair.com/>

日本酒を輸入している(た)ワイン・インポーター、ディストリビューターらが来場。WSETで酒を学んだバーテンダーやソムリエらのビジターが多い。2021年は5/17-19にオンライン開催。

これら2つの展示会はB2B展示会であり、日本酒・日本ワインを取り扱うインポーターやディストリビューターらもブースを出している。特に、imbibe liveでは、出展者のバイヤーがJETROスタンドを訪問したことがきっかけで日本酒の取引が始まったケースも。



Imbibe live

<https://live.imbibe.com/en-gb.html>

日系輸入卸と既存取引がある蔵元が新規インポーターを探していたが、CIFで1パレットから出荷ができる体制がないと不可能。新規輸入のハードルが高いため、輸入卸からの二次卸を模索する方が現実的。2021年は9/13-14にOlympia Londonにて開催予定。



Taste of London

<https://london.tastefestivals.com/>

2017年にJFOODOが日本酒ブースを出展（物販でなく、試飲とPRのみ）。本見本市はB2CのイベントであるがB2Bのビジターも多数来場。入場料金が比較的高額のため、感度の高いB2B、B2Cビジターが期待でき、有料サンプリングも可能。既存インポーターやディストリビューションとの連携を促進できる。



HYPER JAPAN

<https://jp.hyperjapan.co.uk/>

日本の漫画やアニメ・音楽・ファッション・食・伝統文化・ゲーム・テクノロジーなど、多様な面から日本の「今」を紹介するイベントとして2010年にスタート。日本文化に特化したイベントとしてはイギリス最大規模を誇る。日本酒のプロモーションイベント、Sake Experience（2021年はオンラインのバーチャル試飲会）も実施。
<https://hyperjapan.co.uk/online/exhibitor/sake-experience-2021/>

JETROロンドン 英国 アルコール飲料関連資料

★アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/foods/exportguide/alcohol.html>

英国における日本食及び日本酒に対する消費者意識調査（2012年3月）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000972/eikokuishikichousa.pdf

流通構造調査（英国）清酒（2015年3月）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/16570f82b49a84a1/seishu-ldn.pdf

ビジネス短信『日本酒GI「山形」取得での欧州での産地ブランド確立へー出羽桜酒造社長に聞くー』（2018年3月23日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/03/92c953fd2aa3bba1.html>

地域分析レポート『節度ある飲み方をする人が長期的に増加傾向（英国）変化する英国人の酒との付き合い方（1）』（2018/6/28）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/2c13250224aebadc.html>

地域分析レポート『パブの経営難が続き、集客にあの手この手（英国）変化する英国人の酒との付き合い方（2）』（2018/6/28）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/2494d47a8ef60768.html>

地域分析レポート『英国酒類業界における日本産酒類に対する認識の現状』（2019/8/29）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/4e7f9f868c7a7a09.html>

F&A『英国バイヤーの日本酒に対する認識・理解の現況－酒類総合見本市「imbibe live 2018」来場者アンケートより－』（2018/9/10）

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/fanews/2018/09/79f71d779f6d0d7c.html>

地域分析レポート『英国の蒸留酒市場の特徴と、日本の焼酎の参入可能性』（2020/6/12）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/fbcbe3f88c249a19.html>

ビジネス短信『英酒造企業、2021年から紙ボトルを使用へ』（2020/7/17）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/a4b68a4ef490b5d3.html>